

山口県保育士試験受験対策学習費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士試験受験対策学習費用補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的及び対象)

第2条 県は、保育人材の確保を図るため、保育士試験により保育士資格取得を目指す者が、保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用を補助する。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に掲げる基準額と同表の第2欄に掲げる対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を交付額とする。

1 補助基準額	2 対象経費	3 補助率
200,000 円	保育士試験受験対策学習費用補助事業を実施するために必要な入学料、受講料及び上記経費の消費税	10/10

(交付の申請等)

第4条 規則第3条第1項及び第11条第1項の交付申請書兼事業実績報告書兼請求書は、別記様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までとする。ただし、特別な事情がある場合は除く。

(交付の決定、額の確定)

第5条 知事は、第4条に基づく交付申請書兼事業実績報告書兼請求書の提出があったときは、当該交付申請書兼事業実績報告書兼請求書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び額の確定を行い、交付対象者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。